

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月25日
【事業年度】	第8期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)
【会社名】	グラウンド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社
【英訳名】	Ground Financial Advisory Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤 明彦
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目10番2号
【電話番号】	(03)-5532-1031(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 平野 公久
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋一丁目10番2号
【電話番号】	(03)-5532-1031(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 平野 公久
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第4期 平成17年3月	第5期 平成18年3月	第6期 平成19年3月	第7期 平成20年3月	第8期 平成21年3月
営業収益 (千円)	496,289	527,678	490,727	270,076	108,070
経常利益又は経常損失 () (千円)	241,598	281,239	239,825	82,655	75,823
当期純利益又は当期純損 失() (千円)	148,474	169,708	139,714	48,938	257,153
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	112,500	311,500	313,000	313,675	313,675
発行済株式総数 (株)	2,600	15,700	16,000	16,045	16,045
純資産額 (千円)	386,662	1,084,170	1,181,143	1,208,170	908,144
総資産額 (千円)	470,076	1,185,303	1,231,350	1,215,472	911,678
1株当たり純資産額 (円)	148,716.35	69,055.45	73,736.54	75,168.15	60,361.87
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	- (-)	3,000.00 (-)	1,500.00 (-)	1,000.00 (-)	500.00 (-)
1株当たり当期純利益又 は当期純損失金額() (円)	57,105.63	12,767.50	8,889.91	3,053.57	16,491.84
潜在株式調整後1株当た り当期純利益 (円)	-	11,907.46	8,692.45	3,045.78	-
自己資本比率 (%)	82.3	91.5	95.8	99.2	99.6
自己資本利益率 (%)	47.5	23.1	12.3	4.1	24.3
株価収益率 (倍)	-	65.17	22.50	12.77	-
配当性向 (%)	-	23.5	16.9	32.7	3.0
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	134,657	227,963	100,668	4,105	66,675
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	8,000	9,704	18,907	109,855	10,000
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	-	507,152	43,654	22,579	40,642
現金及び現金同等物の期 末残高 (千円)	393,991	1,138,811	975,581	839,040	721,722
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	6 (-)	9 (-)	6 (1)	7 (1)	7 (-)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、第4期においては、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第8期においては、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 第4期の株価収益率については、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしておりませんので記載しておりません。また、第8期については、当期純損失のため記載しておりません。

6. 当社は平成17年8月29日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

2【沿革】

年月	事項
平成14年 1月	東京都世田谷区駒沢三丁目 7 番 5 号に株式会社グラウンドを設立（資本金10百万円）
平成14年 5月	東京都港区西新橋一丁目 6 番14号に本社を移転 グラウンド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社に商号変更
平成14年12月	小口不動産ノンリコース・ローンプログラム（マルチアセットスキーム）第 1 号案件を実行
平成15年 7月	東京都港区西新橋一丁目10番 2 号に本社を移転
平成18年 2月	ジャスダック証券取引所に株式を上場

3【事業の内容】

当社は、わが国における企業や事業を巡るファイナンス（資金調達）の手法が高度化・多様化する中において、ストラクチャード・ファイナンス（*）の分野に特化したアレンジャーとして、顧客にとって最適なファイナンス手法を提案し実現させる金融サービス会社であります。

ストラクチャード・ファイナンスの中でも当社は、主に不動産を対象資産とした流動化・証券化（*）に係るアレンジャー業務を主たる業務とし、また不動産投融資業務も行っております。

1．不動産流動化・証券化アレンジャー業務

不動産流動化・証券化アレンジャー業務とは、不動産への投資や不動産の保有、又は不動産開発を行う顧客から案件を受託し、当該顧客のため、ノンリコース・ローン（*）等を活用したストラクチャード・ファイナンスのスキーム（仕組み）を考案し組成する業務であります。

当社の行うアレンジャー業務には、ストラクチャリング業務とアドバイザー業務の2つの業務があります。

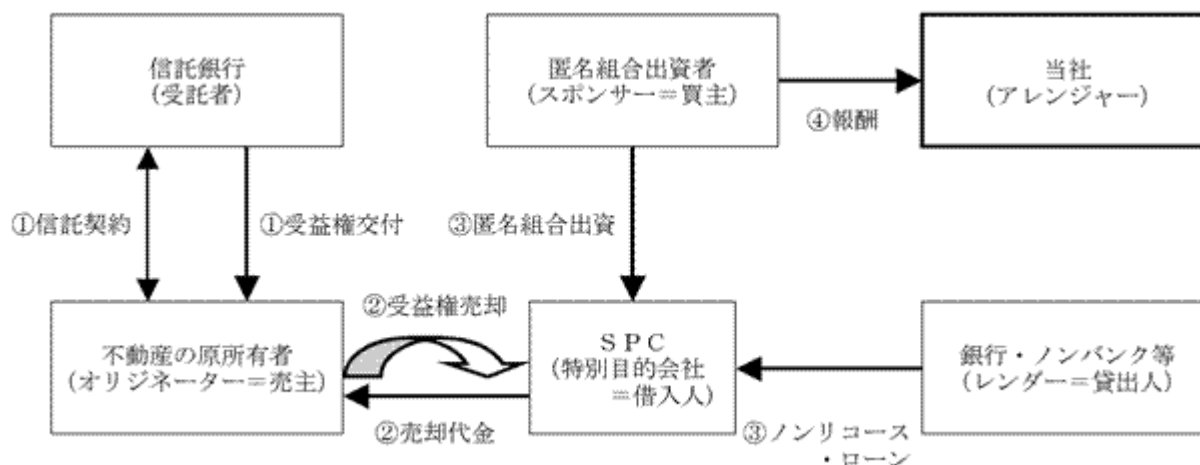
ストラクチャリング業務とは、資金調達を必要とする側（借入人側）の立場に立ち、スキーム検討の当初段階から最終的な資金決済まで一貫したファイナンスアレンジを行うものであり、顧客毎に異なるニーズに応じ個別にスキームを組成するサービスが基本となります。一方、アドバイザー業務には、資金調達を実現した後のスキームのメンテナンスに係るメンテナンス業務、及び個別案件のストラクチャリング業務に至る前段階においてストラクチャード・ファイナンスの手法を利用した資金調達ならびに運用に関して継続的に助言及び作業支援等を行うコンサルティング業務の2つがあり、コンサルティング業務においては、資金を調達する側である一般事業法人等の企業と、資金を運用する側である銀行等のレンダー（*）の両方に対しサービスを提供しております。

一般的な不動産流動化スキームにおける関係者は、不動産の原所有者（オリジネーター＝売主）、不動産を受託する信託銀行（受託者）、不動産信託受益権の購入主体でありノンリコース・ローンの借入主体であるSPC（Special Purpose Company；特別目的会社）（*）、ノンリコース・ローンの貸手である銀行・ノンバンク等（レンダー＝貸出人）、SPCに対する匿名組合出資者（スポンサー＝不動産の実質的な買主）であります。

これらの利害を有する複数の関係者間の調整を図りつつ、ある一定期日までに案件が無事終了する（資金決済が行われる）よう、関連する全作業に目配りスケジュールを管理し案件を推進する機能を果たするのがアレンジャーであり、いわばプロジェクトマネジャー的な存在といえます。

当社は主として、不動産の実質的な買主であり資金調達を必要とするスポンサーの側に立ち、スキームのアレンジを行います。

不動産流動化の一般的なスキームを図示すると以下のとおりであります。



オリジネーターは、所有する不動産を対象に信託銀行と当該不動産の管理・運用及び処分を目的とした不動産信託契約を締結し、信託受益権を取得します。

オリジネーターは信託受益権をSPCに売却します。

SPCは信託受益権の購入代金を、レンダーからのノンリコース・ローンとスポンサーからの匿名組合出資により調達します。

当社はスポンサー又はSPCよりストラクチャリング業務に係る報酬を受領します。

原則として上記の各取引は同日付で実行されます。

また、アレンジャー業務を構成するストラクチャリング業務とアドバイザー業務それぞれの具体的な内容を案件の流れに沿って説明すると次のとおりであります。

(1) ストラクチャリング業務

オリジネーション

まず、顧客（一般的な案件ではスポンサー）の具体的なニーズを把握しそれに応じたスキームを検討・提案します。この顧客ニーズの確認に当たり物件情報等を入手する場合、顧客からの要請に応じて守秘義務契約を締結します。上記提案には、スキームの概要、不動産流動化を行うことのメリット・デメリット、法制上・税制上の一般的留意点、及び資金調達コストの概算等が盛り込まれております。提案に対し顧客の理解が得られアレンジャー指名を受けたうえで、正式にアレンジャーとして案件の統括を行うこととなります。この段階で、顧客との間でアドバイザー契約を締結します。

デューデリジェンス

流動化の対象資産となる不動産に係る調査・分析作業を不動産鑑定士等の専門家に依頼し、対象不動産の権利関係の確認や特性を把握します。調査・分析の内容は案件により異なりますが、主として以下のものを専門家に発注いたします。

不動産鑑定評価書

建物診断報告書（違法性の確認、長短期の要修繕項目及び修繕費用見積、環境分析、地震リスク分析等）

A U P（Agreed Upon Procedure；会計事務所等が作成する、対象不動産に係る営業損益計算書、レントロール（*）、テナントの賃料支払状況等を織り込んだ、対象不動産の収益性を検討するための報告書）

リーガル・デューデリジェンス（弁護士が賃貸借契約を含む不動産に関連する契約書等をチェック）

マーケットレポート（対象不動産を取り巻く商圈分析等）

タームシート作成

デューデリジェンスを進める一方で、スキームの詳細について、顧客や他の案件参加者の要望を踏まえ、また、法的側面、会計・税務面、制度面の制約等についての専門家の意見を参考にしつつ、その内容を固めていきます。この過程では、主要な契約書のうち重要な条件を箇条書きにしたタームシート（term sheet）を作成し、これをもとに重要事項についての議論を行います。

キックオフ・ミーティング

ドキュメンテーション（契約書作成）に入る前に、作業の全体観について共通認識を持つため、案件に参加する関係者を一同に集め行うミーティングをキックオフ・ミーティングといたします。ミーティングの場では、参加者メンバーの紹介、クロージングに至るまでの作業スケジュールと作業担当者の確認、スキーム内容とこれに関して議論・決定すべき事項の確認等が行われます。

S P C の設立

不動産流動化スキームで資金調達（借入）の主体として主に利用されるS P C及びS P Cの親会社となる一般社団法人（*）等の設立を行います。

ドキュメンテーション

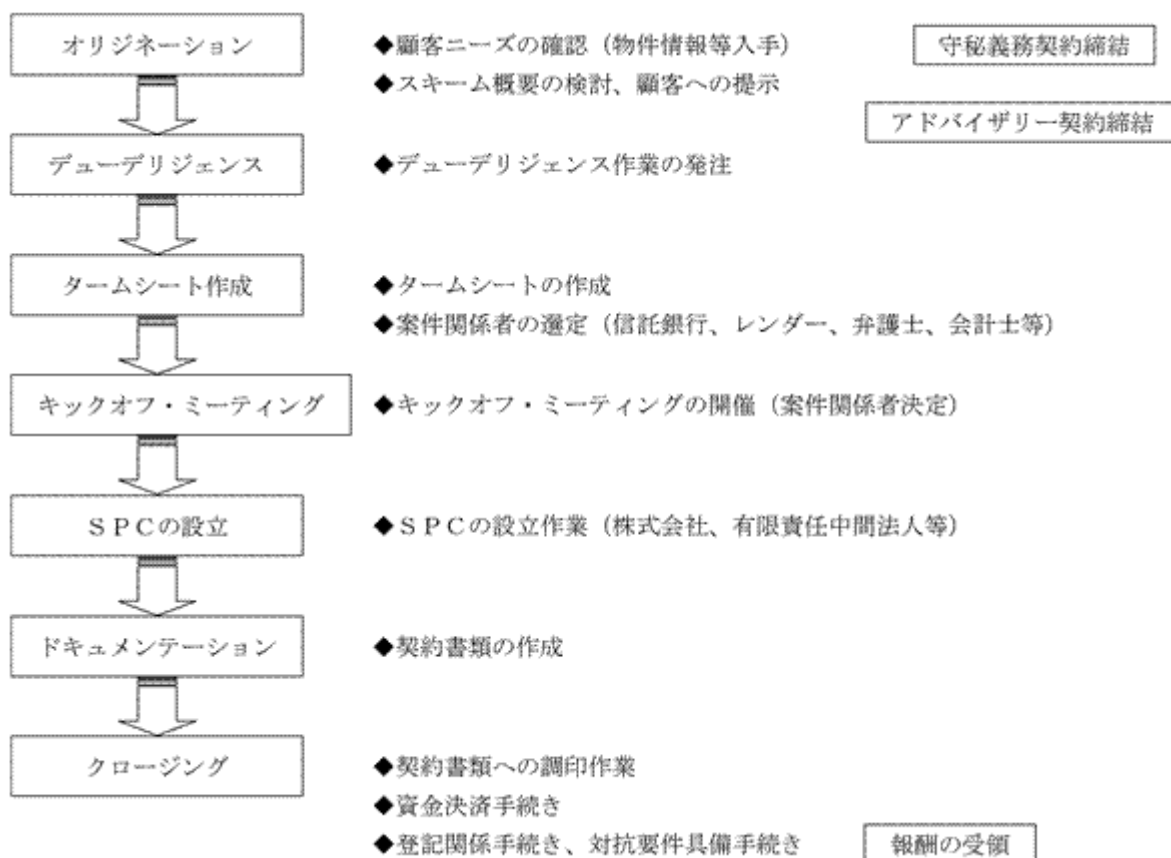
アレンジャーにとって最も重要な業務がドキュメンテーションであります。アレンジャーは関係当事者に契約書のドラフトを配布しこれに対するコメントを求めるという手順を何度か繰り返し、最終的に契約書を完成させます。流動化案件は契約書の数が非常に多いため、アレンジャーは期限までに全契約書について全関係者の合意がとれるようスケジュール管理を行います。また、契約書はその全体でスキームを構成しており相互に密接に関連した内容となるため、適宜弁護士等の専門家のアドバイスを受けつつ契約書間相互の内容が齟齬をきたさないよう注意し、スキーム全体を俯瞰して整合性を図ることがアレンジャーの役目となります。

クロージング

決済に係る作業をクロージングといたします。クロージングには資金の決済と対象不動産に関する権利の移転（登記手続き）の2つがあります。アレンジャーは、決済に係る全体の資金の流れを取り纏め関係者間で確認を行うとともに、司法書士を含め関係当事者間で登記手続きに関する確認を行い、事務手続きに遺漏のないよう細心の注意をもってあたります。

クロージングが終了した段階で、当社は顧客（スポンサー又はS P C）よりアドバイザー契約に基づき報酬を受領いたします。

上記で述べた案件遂行の手順を図示すると以下のとおりであります。



(2) アドバイザリー業務

メンテナンス業務

クロージング後、顧客からの要請に応じて、当社はSPCから業務委託を受け、スキームのメンテナンスに係る事務を受託します。具体的な業務内容としては、信託銀行に対する受益者指図（*）権の行使に係る事務、物件を管理するプロパティマネジャー（*）が主として作成する物件のパフォーマンス等に関する各種定期報告書の精査・確認、SPCの会計帳簿の作成や匿名組合契約に係る計算事務及び資金送金の事務（キャッシュマネジメント）等があります。なお、当社は委託を受けた業務の一部をさらに別の第三者に再委託することがあります。

当社は、SPCとの業務委託契約に基づきこれらメンテナンス業務に係る報酬を原則として定期的に受領いたします。

コンサルティング業務

当社は個別案件のストラクチャリング業務に至る前段階で、顧客企業向けにストラクチャード・ファイナンスの手法を用いた資金調達について、計画策定や銀行等レンダー向け資料作成のための助言及び作業支援等を行っております。

また一方で、ストラクチャード・ファイナンススキームにおいてノンリコース・ローンを実行する銀行等レンダーに対しても、営業推進から案件審査、及び貸出実行後のモニタリング体制等の行内体制整備のための助言及び作業支援等も行っております。

これらのコンサルティング業務は一定期間に渡って行われ、当社は報酬を原則として定期的に受領いたします。

2. 不動産投融資業務

不動産投融資業務とは、不動産流動化スキームにおいてSPCに対し匿名組合出資やローン等の投融資を行うものであります。当社は、投資対象不動産、投資期間、投資利回り及び投資金額等について一定の基準を設け、当該基準を満たし、且つアレンジャー業務とのシナジー効果が見込まれる案件に限定し取り組む方針であります。

当社は不動産投融資業務の展開を通じ、ストックベースの収益を積み上げるとともに、アレンジ案件の獲得を企図しております。

*用語説明

不動産流動化・証券化

不動産を実質的な引当財産として、ノンリコース・ローンや有価証券の発行等により資金調達を行うスキームをいい、スポンサー等の企業の信用力ではなく対象となる不動産の収益力や価値に依拠した資金調達手法であります。

ストラクチャード・ファイナンス

ある特別な仕組み(スキーム)を利用した資金調達の手法をいい、プロジェクトファイナンス、航空機等のリースファイナンス及び資産の流動化などがこれに当たります。一般には「仕組み金融」と訳されます。不動産流動化・証券化もストラクチャード・ファイナンスの一種といえます。

ノンリコース・ローン

ローン元本・利息等の返済財源について、借入人の財産のうち一定の財産に限定する旨の取り決めを付したローンです。一般的には、「責任財産限定特約付金銭消費貸借契約」を意味します。

レンダー

銀行やノンバンク等のローンの「貸出人」を意味します。

SPC

Special Purpose Companyの略で、「特別目的会社」を意味します。SPCは不動産流動化・証券化のスキームにおいて資金調達を受ける「器」として利用され、定款上、特定のスキーム組成に必要な限度に会社目的が制限される等、一般事業法人と比較すると限定的な運営がなされます。平成18年5月1日の会社法施行前は、一般には有限会社がSPCとして主に利用されておりましたが、会社法施行後は、株式会社又は合同会社を利用するケースが主流となっております。

レントロール

不動産賃貸借取引におけるテナントとの契約条件(テナント名、契約期間、賃料、敷金・保証金等)を記載した一覧表をいいます。

一般社団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて設立された社団法人のことを一般社団法人といいます。一般社団法人においては、議決権を有するのは社員(株式会社等における株主に相当)だけであり、一般社団法人の財産的基盤の維持を図るために基金(株式会社等における資本に相当)を拠出した者がいたとしても、その基金拠出者の地位と社員の地位とは分離することが制度的に可能となっているため、不動産流動化・証券化スキームにおいて倒産隔離を図る目的でSPCの親法人として利用されております。

受益者指図

信託の受益者による受託者に対する信託財産の管理・運用・処分に関する指図をいいます。例えば、損害保険会社への保険料支払指図やテナントとの賃貸借契約締結指図等があります。

プロパティマネジャー

建物の保守・管理やテナントの管理等を行う不動産管理会社をいいます。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
7(-)	33.1	2.64	6,793,215

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度においては、米国のサブプライム・ローン問題に端を発する世界的な金融市場の混乱及び信用収縮等の影響による金融機関の融資姿勢の厳格化、国内不動産会社の相次ぐ経営破綻などにより、国内の不動産投資市場は収縮し、証券化手法によるファイナンス案件の組成需要は大きく停滞するなど、当社にとって大変厳しい事業環境となりました。

特に、下半期においては金融機関等のレンダーによる新規の資金供与の絞り込みの動きにより、新規案件の組成は困難な状況となりました。これに対して当社は、顧客基盤を広げるべく投資家やAM会社を中心とした新規開拓を図る一方で、既に実行された案件において満期を迎えるローン資金の借り換え需要や、案件モニタリングに関する金融機関の需要取り込みを図りましたが、売上計上までには至っておらず、当事業年度売り上げは既存顧客による不動産取得に係るファイナンス案件のアレンジによるものが主となりました。

また、当社が保有する投資有価証券のうち、福岡地区におけるオフィスビル開発案件に係る匿名組合出資金、及び関東地区の稼働型6物件に対する匿名組合出資金につき、その回収可能性を検討の上、減損処理を行い投資有価証券評価損を特別損失として計上いたしました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は108,070千円（前年同期比60.0%減）、経常損失は75,823千円（前年同期は82,655千円の経常利益）、当期純損失は257,153千円（前年同期は48,938千円の当期純利益）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、税引前当期純損失が254,306千円（前年同期は83,257千円の税引前当期純利益）となったこと等により、前事業年度末に比べ117,318千円減少し、721,722千円（同14.0%減）となりました。

また当事業年度中における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果使用した資金は66,675千円（前年同期は4,105千円の支出）となりました。これは税引前当期純損失が254,306千円、投資有価証券評価損が180,820千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は10,000千円（前年同期は109,855千円の支出）となりました。これは、差入保証金の差し入れに伴う支出が10,000千円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は40,642千円（前年同期は22,579千円の支出）となりました。これは主に自己株式の取得による支出が24,730千円及び配当金の支払に伴うものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は不動産流動化・証券化に係るアレンジャー業務を主体とする会社であり、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社では、アレンジャー業務はストラクチャリング業務とアドバイザー業務の一連の業務から成るものであるため、セグメント区分を行っておりませんが、当事業年度の営業収益におけるストラクチャリング業務収益、アドバイザー業務収益、投融資業務収益及びその他営業収益の内訳を示すと、次のとおりであります。

営業収益の内訳	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	前年同期比(%)
ストラクチャリング業務収益(千円)	78,438	31.8
アドバイザー業務収益(千円)	8,938	93.2
投融資業務収益(千円)	6,260	68.8
その他営業収益(千円)	14,433	287.6
合計(千円)	108,070	40.0

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)アーバン・アセットマネジメント	160,500	59.4	8,982	8.3
東京都市開発(株)	1,647	0.6	34,900	32.3
ヴェスワン(有)	25,385	9.4	33,573	31.1
(有)エム・エー・ピー	2,001	0.7	14,334	13.3

3【対処すべき課題】

サブプライム・ローン問題に端を発する金融市場の混乱により、不動産ファイナンス分野における事業環境は急激に変化しております。金融機関による資金供与が絞られるなか、不動産投資や開発に係る新たな資金調達は困難となっており、不動産取引の流動性は低下しております。当社のアレンジャー業務においては、新規の不動産投資や開発に係るファイナンスのアレンジ需要が急激に減少したため、営業収益の低下に見舞われ、平成21年3月期には当期純損失を計上いたしました。

当社といたしましては、営業収益の回復を図り黒字化を達成することが最重要の課題であると認識しております。このためにアレンジャー業務においては従来型のファイナンス・アレンジだけでなく、既存ローンに関するスキーム組み直しの業務に重点を置いて案件獲得を図り、また、現状の金融環境において有効な新スキームの開発に取り組んでまいります。

収益基盤を確固としたものにするために、業務領域をAM業務、仲介業務、モニタリング業務などのアレンジャー業務に関連する周辺業務に拡大してまいります。これを早期に、また効果的に実現するために、他社との提携関係の構築を積極的に進めて参る所存です。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社の事業展開上のリスク要因となりうる事項及び投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項には、以下のようなものがあります。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の有価証券に関する投資判断は、以下の記載事項及び有価証券報告書中の本項以外の記載事項も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載事項のうち将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 案件の受託について

当社における案件の受託は、既存顧客及び既存顧客からの顧客紹介によるものが中心となっております。これは、当社業務は専門性の高い業務であり顧客からの信頼を前提に成り立つ業務であるという認識のもと、当社から一方的に不特定多数の顧客候補先に営業活動を行うのではなく、まずは顧客から受託した案件を確実に仕上げることで信頼を得、これを一度受託した顧客からの継続的な案件の受託ならびに既存顧客からの新たな顧客紹介に繋げ、さらにマーケットにおける認知度及び信用力の向上と相俟って既存顧客からの紹介によらない新規顧客の獲得へ繋げていくことが、当社の事業基盤拡充のためには重要であるとの判断に基づくものであります。

今後当社としましては、既存顧客及び既存顧客からの顧客紹介による案件の受託をベースとしつつ、効率的な営業活動を通じ案件の受託を進めていく所存ですが、これらの方法が機能しなくなった場合には、当社業績に影響が及び可能性があります。

(2) 取引先について

当社のストラクチャリング業務における取引先（営業収益の計上先）はスポンサー又はSPC（特別目的会社）になります。SPCは、ある特定の不動産の流動化・証券化という目的のために設立された会社であるため、当社の取引先がSPCである場合には、当社の営業収益の計上先は原則として案件毎に異なることとなります。

また、第7期においては株式会社アーバン・アセットマネジメントに対する営業収益の計上額が合計160,500千円で全体の59.4%を占め、第8期においては東京都市開発株式会社及びヴェイスワン有限会社に対する営業収益の計上額が合計68,473千円で全体の63.4%を占めております。

取引先との契約は、当社業務の性格上、個別案件毎の契約が基本となっており、当社が継続的に案件を受託することが契約書上約束されている訳ではありません。従ってストラクチャリング業務においては継続的に新規案件の獲得に努める必要があり、取引先自身でストラクチャリング業務を遂行するようになる場合など、その動向によっては当社の業績に影響が及び可能性があります。

(3) 営業収益の構成について

当社の第7期及び第8期の各期における営業収益の構成は下表のとおりであり、ストラクチャリング業務の構成割合が高くなっております。

これは、当社の事業特性上、ストラクチャリング業務の1案件から計上される営業収益がアドバイザー業務やその他営業収益の1案件から計上される営業収益よりも相対的に大きいためであります。従って、ストラクチャリング業務収益の多寡により当社の業績が大きく変動する可能性があります。

営業収益の内訳	第7期	第8期
	(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
ストラクチャリング業務収益(千円)	246,365	78,438
アドバイザー業務収益(千円)	9,594	8,938
投融資業務収益(千円)	9,098	6,260
その他営業収益(千円)	5,018	14,433
合計(千円)	270,076	108,070

(4) 経営成績の変動について

当社のストラクチャリング業務は、企業（法人）による不動産の売買、開発等に関するものが主体であり、かかる取引は企業の決算対応との関連性が強くなっていることから、当社の収益計上時期は企業の決算時期により変動する可能性があります。

また、当該業務は顧客を含め関係者の多い取引に係る業務であるため、クロージング時期の異動に伴い当社の報酬の受領時期も異動することとなります。そのため、クロージングの時期が当初の予定と一致しない場合には、結果として一定期間毎に区切ってみた場合の当社の経営成績に、期間毎の変動が生じる可能性があります。

(5) 競合について

当社は特定の企業グループに属さない中立的な不動産流動化・証券化のアレンジャー業務を行う会社としての存在意義と競争力を有しているものと認識しております。

しかしながら、同種の業務は大手銀行や証券会社のストラクチャード・ファイナンス部門、また金融又は不動産をバックボーンとした独立系会社も行っていることから、案件受託の獲得競争が激化した場合には当社の業績に影響が及ぶ可能性があります。

(6) 金融技術の陳腐化について

当社は常に先端的な金融技術を保持し続ける努力を継続しておりますが、法務・会計・税務などの分野を包含する金融技術は日々発展していることから、当社がかかる金融技術の発展に遅れをとった場合には、当社の金融技術は陳腐化し競争力を失う可能性があり、その結果、当社の業績に影響が及ぶ可能性があります。

(7) 業暦が浅いことについて

当社は平成14年1月8日に設立されましたが、事業の開始は平成14年6月1日からであり、実質的な業暦は約7年と浅く、期間業績の比較を行うための十分な実績数値が得られません。今後の当社の業績を見通すにおきましても、営業収益、利益率等過年度の実績数値だけでは判断材料として不十分な面があります。

(8) 小規模組織であることについて

当社は有価証券報告書提出日現在、取締役3名、監査役2名、従業員7名の小規模組織であり、内部管理体制についても組織の規模に応じたものとなっております。当社は今後、業容の拡大に応じて人員の採用を行うとともに社内管理体制の見直しを図っていく方針ですが、適時・適切に体制構築が進まなかった場合には、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。また、現状の人的資源に限りがある中、一人一人の役職員の能力に依存している面があり、役職員に何らかの業務遂行上の支障が生じた場合、あるいは役職員が社外へ流出した場合には、当社業務に支障を来す虞があります。

(9) 代表取締役への依存について

当社の代表取締役である佐藤明彦は当社の創業者であり、当社の経営方針や事業戦略の立案ならびに決定、及び事業の推進において重要な役割を果たすとともに、同氏の事業に係る経験、知識及び業界での人脈が当社経営に影響を及ぼしております。

当社は事業の拡大とともに、同氏に過度に依存しない体制の構築を進めておりますが、何らかの事情により同氏の業務執行が困難となった場合には、その後の当社の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(10) ストックオプションについて

当社は今後、役職員の士気を高め、また優秀な人材を獲得するためのインセンティブプランとして、新株予約権を付与する可能性があり、新株予約権を付与した場合には当該新株予約権を費用計上する必要があるほか、将来的にこれらの新株予約権が行使されれば、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制について

当社業務は何らか特定の法律の直接的な規制を受ける業務ではありませんが、不動産流動化・証券化ビジネスとして広く捉えた場合、「金融商品取引法」「宅地建物取引業法」「不動産特定共同事業法」等の法律が関係して行く場合があります。当社は、当社業務を取り巻く法的規制の状況と法的規制が当社業務に及ぼす影響については常に注意を払い、必要に応じて顧問弁護士等の意見を徴する等、法の趣旨に則した業務遂行に努めております。今後、これらの法律が改廃された場合や新たに制定される場合、又は外部環境の変化等に伴う現行法の解釈の変化が生じた場合には、当社業務が影響を受ける可能性があるほか、ストラクチャリング業務の需要が停滞するなどの理由により、当社業績に影響が及ぶ可能性があります。

(12) 不動産市況について

当社は主に不動産を対象資産とした流動化・証券化に係るアレンジャー業務を主たる業務とし、また今後は不動産を対象とする投融資業務の拡大を目指しております。そのため、不動産市況が著しく変動し不動産を対象資産とした流動化・証券化案件の受託が減少した場合、また当社の投資対象である不動産の価格が下落した場合には、当社業績に影響が及ぶ可能性があります。

(13) 金融環境について

当社のストラクチャリング業務は金融分野に関連する業務であり、金融市場の動向や経済情勢の影響を受けています。経済的・政治的要因や自然災害等により金融市場が正常に機能しなくなった場合、あるいは金融環境が急激に変化する場合には、当社業績に影響が及ぶ可能性があります。

(14) 金利の上昇について

当社が行う不動産投融資のスキームにおいて金融機関等からノンリコース・ローン借入を行っている場合があり、将来において金利水準が上昇した場合には、不動産投融資のパフォーマンスが低下し、当社業績に影響が及ぶ可能性があります。

(15) 税務・会計制度について

不動産流動化・証券化取引は、わが国では1990年代後半から本格的に始まった比較的新しい取引分野であり、取引に係る税務・会計上の法規や基準等の制度が、細部に至るまで確立していない状況であると認識しています。当社は個別案件の取り組みに際しては、取引に係る税務・会計上の処理及びスキームに及ぼす影響等について、必要に応じて税理士・公認会計士等の専門家とともに慎重に検討・判断を行っております。今後、取引に係る税務・会計制度が新たに制定される場合や現行法規等の解釈の変化が生じた場合には、当社業務が影響を受ける可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。当社はこの財務諸表の作成に当たりまして、貸倒引当金や繰延税金資産の計上、投資その他の資産の評価及び偶発債務の認識等に関して、過去の実績や取引の状況に照らし合理的と考えられる見積り及び判断を行っております。当該見積り及び判断について当社は継続的に評価を行っておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は850,566千円となり、前事業年度末比127,036千円の減少となりました。これは主に自己株式の取得及び配当金の支払等による現金及び預金の減少（839,040千円から720,747千円へ118,293千円減）及びその他に含まれる未収入金の減少（10,134千円から - 千円へ10,134千円減）であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は61,112千円となり、前事業年度末比176,758千円の減少となりました。固定資産の大半を占める投資その他の資産の残高は、投資有価証券評価損の計上に伴い155,999千円と、同175,452千円の減少となりました。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は3,534千円となり、前事業年度末比3,768千円の減少となりました。その主な要因は、前受金の減少（2,362千円から - 千円へ2,362千円減）及び繰延税金負債の減少（847千円から - 千円へ847千円減）であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、自己株式の取得及び当期純損失の計上等に伴い1908,144千円となり、前事業年度末比300,025千円の減少となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は721,722千円となり、前事業年度末比117,318千円の減少となりました。これは、税引前当期純損失が254,306千円、投資有価証券評価損が180,820千円となったこと、差入保証金の差入による支出に伴い投資活動の結果使用した資金が10,000千円の支出となったこと、そして自己株式の取得等に伴い財務活動の結果使用した資金が40,642千円となったことによるものであります。

(4) 経営成績の分析

当事業年度における営業収益は108,070千円（前年同期比60.0%減）、営業費用は185,738千円（同2.0%減）となりました。営業収益の減少は、米国に端を発するサブプライム・ローン問題に端を発する世界的な金融市場の混乱及び信用収縮等の影響による金融機関の融資姿勢の厳格化、国内不動産関連会社の相次ぐ経営破綻などにより、国内の不動産投資市場は収縮し、不動産売買件数が著しく低下し、証券化手法によるファイナンス案件の需要が停滞するなどの外部環境や、営業収益計画の未達等が主な要因であります。

この結果、営業損失は77,667千円（前年同期は80,584千円の営業利益）、経常損失は75,823千円（前年同期は82,655千円の経常利益）となり、当期純損失は257,153千円（前年同期は48,938千円の当期純利益）となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、重要な設備投資はありません。
また、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社では、業務に使用するコンピューター、コピー機などの事務用機器以外には特段の設備を必要といたしません。
従いまして、当社において、主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000
計	60,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	16,045	16,045	ジャスダック証券取引所	(注)
計	16,045	16,045	-	-

(注) 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。また、当社は単元株制度を採用しておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成17年8月29日 (注)1	10,400	13,000	-	112,500	-	17,500
平成18年2月10日 (注)2	2,000	15,000	195,500	308,000	325,300	342,800
平成17年4月1日～平成18年3月31日 (注)3	700	15,700	3,500	311,500	3,500	346,300
平成18年4月1日～平成19年3月31日 (注)3	300	16,000	1,500	313,000	1,500	347,800
平成19年4月1日～平成20年3月31日 (注)3	45	16,045	675	313,675	675	348,475

(注)1. 株式分割(1:5)によるものであります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 280,000円

引受価額 260,400円

資本組入額 97,750円

払込金総額 520,800千円

3. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	8	19	-	-	1,031	1,060	-
所有株式数 (株)	-	292	258	334	-	-	15,161	16,045	-
所有株式数の割合(%)	-	1.8	1.6	2.1	-	-	94.5	100.0	-

(注) 自己株式1,000株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
佐藤 明彦	東京都世田谷区	4,368	27.22
新留 幸二	東京都杉並区	1,860	11.59
新保 光栄	新潟県小千谷市	750	4.67
芦田 充	東京都目黒区	641	3.99
松浦 一博	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	635	3.95
伊藤 毅	東京都目黒区	574	3.57
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	290	1.80
南川 佳香	東京都文京区	278	1.73
松本 永里子	東京都新宿区	235	1.46
株式会社ウィークリーセンター	東京都千代田区神田鍛冶町3-7-33	200	1.24
計	-	9,831	61.27

(注) 上記のほか、自己株式が1,000株あります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,045	15,045	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	16,045	-	-
総株主の議決権	-	15,045	-

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
グラウンド・ファイナン シャル・アドバイザー 株式会社	東京都港区西新橋 一丁目10番2号	1,000	-	1,000	6.23
計	-	1,000	-	1,000	6.23

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年7月9日)での決議状況 (取得期間 平成20年7月9日～平成20年12月31日)	500	20,000,000
取締役会(平成20年11月11日)での決議状況 (取得期間 平成20年7月9日～平成20年12月31日)(注)	(1,000)	(40,000,000)
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	1,000	24,730,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	15,270,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	38.2
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	38.2

(注) 当社は平成20年11月11日開催の取締役会において、取得する自己株式の総数及び取得価額の総額を変更する決議を行いました。上記カッコ書きの株式数及び価額の総額は変更後の株式数及び価額の総額になっております。また、当事業年度の末日現在及び提出日現在の未行使割合の算出につきましては、変更後の株式数及び価額の総額を分母に使用しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	1,000	-	1,000	-

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、事業基盤の強化と事業展開に必要な内部留保の充実を考慮しつつ、利益の成長に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

当社は、期末に年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

配当につきましては、財務状況及び業績等を総合的に勘案しつつ株主資本配当率を参照指標として安定的に行っていく方針であり、当事業年度につきましては1株当たり500円の期末配当を実施することを決定いたしました。今後も各期の業績及び中長期的な業績の見通しを踏まえ、総合的な見地から株主への利益還元策を検討していく所存であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成21年6月24日 定時株主総会決議	7,522	500

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	-	1,590,000	879,000	199,000	48,000
最低(円)	-	780,000	195,000	38,100	14,700

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

なお、平成18年2月10日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	32,500	25,510	23,400	24,700	17,800	22,500
最低(円)	22,700	22,400	20,610	14,700	16,200	16,800

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	フロント機能担当	佐藤 明彦	昭和34年12月5日生	昭和59年4月 株式会社日本興業銀行入社 平成13年9月 株式会社アーバンコーポレーション入社 平成13年10月 アセット・マネージャーズ株式会社取締役(非常勤)就任 平成14年1月 当社設立 当社代表取締役就任(現任) 平成17年6月 株式会社アーバン・アセットマネジメント社外取締役就任	(注)2	4,368
取締役	ミドル機能担当	新留 幸二	昭和38年4月29日生	昭和63年4月 株式会社日本興業銀行入社 平成14年6月 当社取締役就任(現任)	(注)2	1,860
取締役	サポート機能/ マネジメント機能担当	平野 公久	昭和50年6月25日生	平成12年3月 株式会社スピードグループ(現プリモジャパン株式会社)入社 平成16年6月 株式会社シーマ入社 平成18年1月 当社入社 平成19年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	8
常勤監査役		金沢 修	昭和23年5月2日生	昭和46年4月 鹿島建設株式会社入社 平成9年4月 公認会計士登録 平成11年5月 税理士登録 平成11年6月 鹿島リース株式会社取締役経理部長 平成14年9月 鹿島建設株式会社、鹿島リース株式会社退職 平成15年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役		小谷 洋三	昭和18年10月19日生	昭和41年4月 株式会社日本長期信用銀行入社 昭和58年1月 同行 ロスアンゼルス支店副支店長 昭和63年5月 同行 吉祥寺支店長 平成4年11月 同行 大阪支店副支店長 平成6年7月 株式会社ミクニ コストセンター部長 平成7年7月 同社 理事・総合企画室長 平成10年9月 株式会社モリテックス入社 専務取締役管理本部長 平成16年6月 同社 取締役副社長経営企画本部長 平成18年6月 株式会社エム・ディー・マネジメント 設立 代表取締役(現任)	(注)5	-
計						6,236

(注)1. 監査役金沢 修及び小谷 洋三は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 平成20年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
3. 平成21年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 平成20年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 平成21年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、業容ならびに組織の規模に見合ったコーポレート・ガバナンスの充実を、重要な経営課題のひとつと認識しており、経営の健全性及び透明性を維持しつつ迅速な意思決定の実現に努めております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制の仕組み

会社の機関の内容

- ・当社は監査役制度を採用しており、監査役は常勤1名、非常勤1名の計2名であります。
- ・経営上の重要事項の意思決定機関である取締役会は、定時取締役会が月1回、臨時取締役会は必要に応じて随時開催されております。定時取締役会及び臨時取締役会には監査役も出席し、経営に対する助言、提言を行うとともに、取締役の業務執行に対する監督機能を果たしております。また、監査役は、策定した監査方針及び監査計画に基づき、重要書類の閲覧ならびに会計帳簿の調査等を行っております。

内部統制の仕組み

経営管理体制

- ・当社は業務規程に基づき、会社として遂行されるべき業務を複数の機能及び個別業務に区分し、各機能に担当取締役を配置し各個別業務を所定の役職員が分担して担うとともに社内規程等の遵守を徹底することで、権限分離と内部牽制を図っております。また、個別業務に係る重要な項目についての意思決定ならびに当該個別業務の遂行は、担当取締役及び代表取締役の管理監督のもとに行われ、業務執行プロセスの適正性は担当取締役及び代表取締役により確認されております。

内部監査

- ・当社は従業員数7名（有価証券報告書提出日現在）の少数組織であることに鑑み、内部監査を担当する独立した部署や担当者は置かず、代表取締役が指名する通常業務遂行者1名に内部監査業務を兼務させ、当該担当者による内部監査を実施しております。
- ・当社の内部監査は、年間の内部監査計画に基づき、サンプル調査の手法により抽出した案件・取引の事務処理、会計処理の適正性及び規則準拠性を主な監査対象としており、内部チェックとしての機能を重視しております。
- ・なお、内部監査担当者が通常業務も兼務していることから、当該担当者が担当した案件・取引については、自己監査とならぬよう内部監査の対象とはせず、代表取締役及び担当取締役がチェックを行うことで、業務処理の適正性を確認しております。
- ・また、監査役と監査法人及び内部監査担当者との緊密な連携により、内部統制の充実を図っております。
- ・内部統制の仕組みにつきましては、今後の業容ならびに組織の拡大に合わせて、規模に見合った体制を適時に整備していく方針であります。

社外監査役との関係

- ・当社の監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。いずれも当社との間に特段の利害関係は有しておらず、客観的な立場で監督機関として機能しております。

弁護士及び監査法人の状況

- ・当社は業務運営上、高度な法的判断を要する事項及びコンプライアンスに関する事項については、必要に応じて顧問弁護士の助言を受け検討及び判断を行っております。
- ・当社は監査法人トーマツと監査契約を締結し会計監査を受けるとともに、会計に関する重要な課題について適宜助言を受け検討及び判断を行っております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

監査業務を執行した公認会計士の氏名

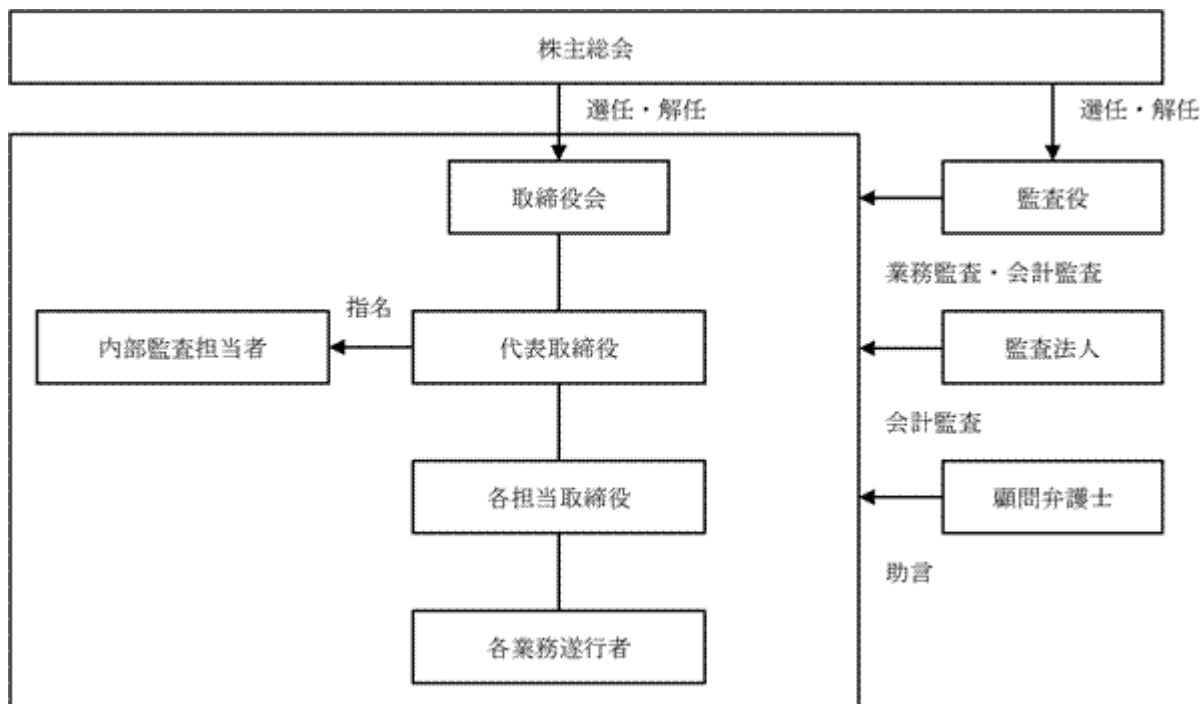
監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員 猪瀬 忠彦

指定社員 業務執行社員 佐々田 博信

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名 会計士補等4名 その他1名



(3) 役員報酬及び監査報酬

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬ならびに監査法人トーマツに対する報酬の内容は以下のとおりであります。

役員報酬	取締役に支払った報酬	26,040千円
	(うち社外の取締役)	-千円)
	監査役に支払った報酬	5,400千円
	(うち社外の監査役)	5,400千円)
監査報酬	公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	15,000千円
	上記以外の業務に基づく報酬	270千円

(4) 取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

(5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(6) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

取締役および監査役の実任免除

当社は、職務の遂行にあたり責任を合理的範囲にとどめるため、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役および監査役(取締役であったものおよび監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
-	-	15,000	270

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、当社の財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務であり、当社の財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保することを目的とするものであります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案したうえで決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	839,040	720,747
営業未収入金	520	665
有価証券	100,000	100,000
前払費用	4,427	4,398
未収還付法人税等	18,057	17,757
その他	15,555	6,997
流動資産合計	977,602	850,566
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,239	5,239
減価償却累計額	1,321	1,948
建物(純額)	3,918	3,290
工具、器具及び備品	4,269	4,269
減価償却累計額	2,035	2,640
工具、器具及び備品(純額)	2,233	1,628
有形固定資産合計	6,151	4,919
無形固定資産		
電話加入権	88	88
ソフトウェア	178	104
無形固定資産合計	267	193
投資その他の資産		
投資有価証券	185,820	5,000
拠出金	10,000	10,000
破産更生債権等	-	2,045
繰延税金資産	3,405	-
差入保証金	34,115	44,115
貸倒引当金	1,890	5,161
投資その他の資産合計	231,451	55,999
固定資産合計	237,870	61,112
資産合計	1,215,472	911,678
負債の部		
流動負債		
未払金	2,838	2,424
前受金	2,362	-
預り金	1,253	1,110
繰延税金負債	847	-
流動負債合計	7,302	3,534
負債合計	7,302	3,534

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	313,675	313,675
資本剰余金		
資本準備金	348,475	348,475
資本剰余金合計	348,475	348,475
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	543,922	270,724
利益剰余金合計	543,922	270,724
自己株式	-	24,730
株主資本合計	1,206,072	908,144
新株予約権	2,097	-
純資産合計	1,208,170	908,144
負債純資産合計	1,215,472	911,678

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業収益		
業務収益	265,058	93,637
その他の営業収益	5,018	14,433
営業収益合計	270,076	108,070
営業費用		
販売費及び一般管理費		
営業手数料	300	-
役員報酬	33,520	31,440
給料及び手当	56,953	61,970
法定福利費	9,043	9,290
減価償却費	1,663	1,306
貸倒引当金繰入額	-	3,271
地代家賃	27,144	31,999
支払手数料	32,341	32,046
人材採用費	9,851	-
その他	18,674	14,413
販売費及び一般管理費合計	189,492	185,738
営業費用合計	189,492	185,738
営業利益又は営業損失()	80,584	77,667
営業外収益		
受取利息	1,796	1,220
受取配当金	275	275
還付加算金	-	633
営業外収益合計	2,071	2,128
営業外費用		
支払手数料	-	284
営業外費用合計	-	284
経常利益又は経常損失()	82,655	75,823
特別利益		
新株予約権戻入益	601	2,337
特別利益合計	601	2,337
特別損失		
投資有価証券評価損	-	180,820
特別損失合計	-	180,820
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	83,257	254,306
法人税、住民税及び事業税	29,318	290
法人税等調整額	5,000	2,557
法人税等合計	34,318	2,847
当期純利益又は当期純損失()	48,938	257,153

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	313,000	313,675
当期変動額		
ストックオプション行使による新株の発行	675	-
当期変動額合計	675	-
当期末残高	313,675	313,675
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	347,800	348,475
当期変動額		
ストックオプション行使による新株の発行	675	-
当期変動額合計	675	-
当期末残高	348,475	348,475
資本剰余金合計		
前期末残高	347,800	348,475
当期変動額		
ストックオプション行使による新株の発行	675	-
当期変動額合計	675	-
当期末残高	348,475	348,475
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	518,984	543,922
当期変動額		
剰余金の配当	24,000	16,045
当期純利益又は当期純損失()	48,938	257,153
当期変動額合計	24,938	273,198
当期末残高	543,922	270,724
利益剰余金合計		
前期末残高	518,984	543,922
当期変動額		
剰余金の配当	24,000	16,045
当期純利益又は当期純損失()	48,938	257,153
当期変動額合計	24,938	273,198
当期末残高	543,922	270,724
自己株式		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	24,730

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
当期変動額合計	-	24,730
当期末残高	-	24,730
株主資本合計		
前期末残高	1,179,784	1,206,072
当期変動額		
ストックオプション行使による新株の発行	1,350	-
剰余金の配当	24,000	16,045
当期純利益又は当期純損失()	48,938	257,153
自己株式の取得	-	24,730
当期変動額合計	26,288	297,928
当期末残高	1,206,072	908,144
新株予約権		
前期末残高	1,359	2,097
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	738	2,097
当期変動額合計	738	2,097
当期末残高	2,097	-
純資産合計		
前期末残高	1,181,143	1,208,170
当期変動額		
ストックオプション行使による新株の発行	1,350	-
剰余金の配当	24,000	16,045
当期純利益又は当期純損失()	48,938	257,153
自己株式の取得	-	24,730
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	738	2,097
当期変動額合計	27,026	300,025
当期末残高	1,208,170	908,144

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	83,257	254,306
減価償却費	1,663	1,306
ストックオプション費用	1,339	240
新株予約権戻入益	-	2,337
投資有価証券評価損益(は益)	-	180,820
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	3,271
受取利息及び受取配当金	2,071	1,495
営業債権の増減額(は増加)	9,071	9,989
未払金の増減額(は減少)	2,627	547
未払消費税等の増減額(は減少)	8,685	641
匿名組合出資金の増減額(は増加)	17,474	-
破産更生債権等の増減額(は増加)	-	2,045
その他	5,122	2,029
小計	76,156	67,774
利息及び配当金の受取額	2,071	1,495
法人税等の支払額	82,334	18,454
法人税等の還付額	-	18,057
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,105	66,675
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	270,000	-
投資有価証券の売却による収入	170,000	-
差入保証金の差入による支出	9,855	10,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	109,855	10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	1,350	-
自己株式の取得による支出	-	24,730
配当金の支払額	23,929	15,912
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,579	40,642
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	136,540	117,318
現金及び現金同等物の期首残高	975,581	839,040
現金及び現金同等物の期末残高	839,040	721,722

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>ただし匿名組合出資金につきましては、匿名組合への出資時に「投資有価証券」を計上し、匿名組合が獲得した純損益の持分相当額については、「営業収益」又は「営業費用」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、営業者からの出資金の払い戻しについては「投資有価証券」を減額させております。</p>	<p>その他有価証券 時価のないもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～15年 工具、器具及び備品 6～8年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。</p>	<p>(1)有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によって算出した額を計上しております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p>
4. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	-
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失への影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(損益計算書)</p> <p>前期まで販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しておりました「人材採用費」は、販売費及び一般管理費の総額の100分の5を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前期における「人材採用費」の金額は3,675千円であります。</p>	-

【注記事項】

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	16,000	45	-	16,045
合計	16,000	45	-	16,045
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 発行済株式の普通株式の増加45株はストックオプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
		前事業年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
第4回ストックオプション	-	-	-	-	-	2,097
合計	-	-	-	-	-	2,097

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	24,000	1,500	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	16,045	利益剰余金	1,000	平成20年3月31日	平成20年6月25日

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	16,045	-	-	16,045
合計	16,045	-	-	16,045
自己株式				
普通株式(注)	-	1,000	-	1,000
合計	-	1,000	-	1,000

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,000株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	16,045	1,000	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	7,522	利益剰余金	500	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在) (千円)		現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	839,040	現金及び預金勘定	720,747
現金及び現金同等物	839,040	その他(預け金)	975
		現金及び現金同等物	721,722

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引				1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リー ス取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当 額(千円)	期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当 額(千円)	期末残高 相当額 (千円)
工具、器具 及び備品	3,091	979	2,112	工具、器具 及び備品	3,091	1,597	1,494
合計	3,091	979	2,112	合計	3,091	1,597	1,494
2. 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年内 604千円				1年内 630千円			
1年超 1,572千円				1年超 941千円			
合計 2,176千円				合計 1,572千円			
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額			
支払リース料 686千円				支払リース料 686千円			
減価償却費相当額 618千円				減価償却費相当額 618千円			
支払利息相当額 107千円				支払利息相当額 82千円			
4. 減価償却費相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 によっております。				同左			
5. 利息相当額の算定方法				(5) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を 利息相当額とし、各期への配分方法については利息法 によっております。				同左			
(減損損失について)				(減損損失について)			
リース資産に配分された減損損失はありません。				同左			
				2. オペレーティング・リース取引			
				オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに 係る未経過リース料			
				1年内 25,667千円			
				1年超 28,898千円			
				合計 54,566千円			

(有価証券関係)

1. 前事業年度及び当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
170,000	-	-	-	-	-

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前事業年度(平成20年3月31日)		当事業年度(平成21年3月31日)	
	貸借対照表計上額(千円)		貸借対照表計上額(千円)	
その他有価証券				
匿名組合出資金		180,820		-
非上場債券		100,000		100,000
非上場株式		5,000		5,000

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価のない匿名組合出資金について180,820千円減損処理を行っております。

なお、当該有価証券の減損処理にあたっては、実質価額が取得原価の50%以上下落した場合は原則減損としますが、個別に回復可能性を判断し、最終的に減損処理の要否を決定しております。

3. その他有価証券のうち満期があるもの

種類	前事業年度(平成20年3月31日)				当事業年度(平成21年3月31日)			
	1年以内 (千円)	1年超5年 以内 (千円)	5年超10年 以内 (千円)	10年超 (千円)	1年以内 (千円)	1年超5年 以内 (千円)	5年超10年 以内 (千円)	10年超 (千円)
債券								
社債	100,000	-	-	-	100,000	-	-	-
合計	100,000	-	-	-	100,000	-	-	-

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 1,339千円

特別利益(新株予約権戻入益) 601千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回ストックオプション	第4回ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	取締役2名及び従業員7名	従業員8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 115株	普通株式 84株
付与日	平成17年7月29日	平成18年7月21日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「対象者」という。)は、新株予約権の行使時において、当社の取締役及び従業員でなければならない。 その他の行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当会社又は当会社の子会社もしくは関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める「関係会社」をいう。)の従業員または取締役であることを要するものとする。
対象勤務期間	自 平成17年7月29日 至 平成19年7月29日	自 平成18年7月21日 至 平成21年7月21日
権利行使期間	自 平成19年7月30日 至 平成26年7月29日	自 平成21年7月22日 至 平成23年7月21日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第3回ストックオプション	第4回ストックオプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	55	60
付与	-	-
失効	-	22
権利確定	55	-
未確定残	-	38
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	55	-
権利行使	45	-
失効	10	-
未行使残	-	-

単価情報

	第3回ストックオプション	第4回ストックオプション
権利行使価格 (円)	30,000	511,255
行使時平均株価 (円)	81,100	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	97,614

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 240千円
特別利益（新株予約権戻入益） 2,337千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

第4回ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	従業員 8 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 84株
付与日	平成18年7月21日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当会社又は当会社の子会社もしくは関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める「関係会社」をいう。）の従業員または取締役であることを要するものとする。
対象勤務期間	自 平成18年7月21日 至 平成21年7月21日
権利行使期間	自 平成21年7月22日 至 平成23年7月21日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

		第4回ストックオプション
権利確定前	(株)	
前事業年度末		38
付与		-
失効		38
権利確定		-
未確定残		-
権利確定後	(株)	
前事業年度末		-
権利確定		-
権利行使		-
失効		-
未行使残		-

単価情報

		第4回ストックオプション
権利行使価格	(円)	511,255
行使時平均株価	(円)	-
公正な評価単価(付与日)(円)		97,614

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
(流動資産)	(固定資産)
一括償却資産 132	ソフトウェア 1,498
(固定資産)	貸倒引当金 2,099
ソフトウェア 2,557	投資有価証券 73,200
その他 847	繰越欠損金 30,844
繰延税金資産計 <u>3,537</u>	その他 62
繰延税金負債	繰延税金資産小計 107,706
(流動負債)	評価性引当額 106,885
未収(還付)事業税 980	繰延税金資産合計 <u>821</u>
繰延税金負債計 980	繰延税金負債
繰延税金資産の純額 <u>2,557</u>	(流動負債)
	未収(還付)事業税 821
	繰延税金負債合計 821
	繰延税金資産の純額 <u>-</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率 40.6%
	(調整)
	評価性引当額 42.0%
	その他 0.3%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>1.1%</u>

(持分法損益等)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）		当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	
1株当たり純資産額	75,168円15銭	1株当たり純資産額	60,361円87銭
1株当たり当期純利益	3,053円57銭	1株当たり当期純損失	16,491円84銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	3,045円78銭	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失		
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	48,938	257,153
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	48,938	257,153
期中平均株式数（株）	16,027	15,593
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（株）	41	-
（うち新株予約権に係る増加数）	(41)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成18年6月28日定時株主総会決議による新株予約権38個（38株）。 なお、新株予約権の内容については、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」のうち、「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。	

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

平成21年5月14日開催の取締役会において、インリックス株式会社と業務提携の基本合意を行なうことを決議いたしました。これにより当社は、今までの不動産流動化・証券化におけるファイナンスに軸足を置いたサービス提供だけでなく、不動産物件周りの幅広いサービス提供を行なうことが可能となるほか、両社のネットワークを相互に活用することによって競争力を高め、それぞれの収益の向上及びサービスレベルの向上を目指しております。

・提携の内容

当社およびインリックス株式会社は、今後以下の事業を共同して行なう予定です。

1. 不動産ファイナンス案件に係るリストラクチャリング業務
2. 企業倒産・再生案件などに係る不動産関連ソリューション業務
3. 不動産仲介業務

なお、具体的な運営体制および業務の実施方法については、今後両社協議の上、決定する予定です。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
		インリックス(株)	50	5,000
		計	50	5,000

【債券】

有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
		合同会社VTFAジロンド 無担保社債	100,000	100,000
		計	100,000	100,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	5,239	-	-	5,239	1,948	627	3,290
工具、器具及び備品	4,269	-	-	4,269	2,640	604	1,628
有形固定資産計	9,509	-	-	9,509	4,589	1,232	4,919
無形固定資産							
電話加入権	88	-	-	88	-	-	88
ソフトウェア	370	-	-	370	265	74	104
無形固定資産計	458	-	-	458	265	74	193

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,890	3,271	-	-	5,161

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	718,253
別段預金	2,494
小計	720,747
合計	720,747

ロ. 営業未収入金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
住友信託銀行株式会社	525
ヴィエスワン有限公司	140
合計	665

営業未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
520	49,874	49,730	665	98.7	4.3

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	第2四半期 自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	第3四半期 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	第4四半期 自平成21年1月1日 至平成21年3月31日
営業収益(千円)	27,164	49,570	28,096	3,239
税引前四半期純損失金額 () (千円)	20,310	27,327	17,977	188,690
四半期純損失金額() (千円)	11,211	39,129	18,050	188,762
1株当たり四半期純損失 金額() (千円)	698.73	2,443.69	1,181.22	12,546.56

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	-
端株の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	- - - -
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL (http://www.aspir.co.jp/koukoku/m030/m030.html)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社では現在、端株は生じておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第7期）（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）平成20年6月25日関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書

（第8期第1四半期）（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）平成20年8月1日関東財務局長に提出

（第8期第2四半期）（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）平成20年11月11日関東財務局長に提出

（第8期第3四半期）（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）平成21年2月10日関東財務局長に提出

(3) 確認書

平成20年8月1日関東財務局長に提出

第8期第1四半期報告書に対する確認書であります。

平成20年11月11日関東財務局長に提出

第8期第2四半期報告書に対する確認書であります。

平成21年2月10日関東財務局長に提出

第8期第3四半期報告書に対する確認書であります。

(4) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成20年7月1日至平成20年7月31日）平成20年8月1日関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年8月1日至平成20年8月31日）平成20年9月1日関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年9月1日至平成20年9月30日）平成20年10月1日関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年10月1日至平成20年10月31日）平成20年11月4日関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年11月1日至平成20年11月30日）平成20年12月1日関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年12月1日至平成20年12月31日）平成21年1月5日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

グラウンド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグラウンド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グラウンド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月11日

グラウンド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社

取締役会 御中監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	猪瀬 忠彦 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐々田 博信 印
----------------	-------	----------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグラウンド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グラウンド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、グラウンド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、グラウンド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。